

## 教育資金贈与税非課税措置に関する特約

## 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」といいます。）の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の2の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」といいます。）にもとづき直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「教育資金非課税措置」といいます。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が教育資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
- ① 貯金者が口座開設時点において30歳未満であること
  - ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること
  - ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2013年4月1日から2023年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること
  - ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）
  - ⑤ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として1,500万円を超える金額が記載されていないこと
  - ⑥ 貯金者が教育資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」といいます。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した教育資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除きます。）
  - ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の教育資金とすることが予定されていること
  - ⑧ 貯金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること
- (3) (省略)

## 2～3. (省略)

## 4. (贈与者死亡時の定め)

第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内 (2021年4月以降に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず) に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内 (2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず) に取得した金銭の科学に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません (2019年4月1日以後の贈与について適用)。

- ① 当該貯金者が23歳未満である場合
- ② 当該貯金者が学校等に在学している場合
- ③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

## 5. (領収書等の提出)

- (1) 貯金者は、教育資金の支払いに充てるために貯金を払い戻した場合には、領収書その他の書類または記録でその支払いの事実を証するもの（以下「領収書等」といいます。）の原本またはそれに準

## 教育資金贈与税非課税措置に関する特約

## 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」といいます。）の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の2の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」といいます。）にもとづき直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「教育資金非課税措置」といいます。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が教育資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
- ① 貯金者が口座開設時点において30歳未満であること
  - ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること
  - ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2013年4月1日から2021年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること
  - ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）
  - ⑤ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として1,500万円を超える金額が記載されていないこと
  - ⑥ 貯金者が教育資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」といいます。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した教育資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く）
  - ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の教育資金とすることが予定されていること
  - ⑧ 貯金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること
- (3) (同左)

## 2～3. (同左)

## 4. (贈与者死亡時の定め)

第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内 (追加) に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内 (追加) に取得した金銭の科学に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません (追加)。

- ① 当該貯金者が23歳未満である場合
- ② 当該貯金者が学校等に在学している場合
- ③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

## 5. (領収書等の提出)

- (1) 貯金者は、教育資金の支払いに充てるために貯金を払い戻した場合には、領収書その他の書類または記録でその支払いの事実を証するもの（以下「領収書等」といいます。）の原本またはそれに準

(改正後)	(改正前)
<p>じるもの（以下「原本等」とい<u>います</u>。）を、学校等への支払分と学校等以外への支払分とに区別して提出するものとします。</p> <p>(2)～(5)（省略）</p> <p><b>6（省略）</b></p> <p><b>7.（入出金の制限）</b>  (1)～(2)（省略）  (3) 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払（教育資金の支払いは除<u>きます</u>。）の取扱いはできません。また、自動送金・自動集金の取扱いもできません。</p> <p><b>8.（教育資金の支払いに充てたものとして記録する金額）</b>  教育資金の支払いに充てられたものとして当組合が記録する金額（以下「教育資金支出額」とい<u>います</u>。）は、1,500万円（学校等以外に対して支払われたものについては500万円）を限度とする第5条第2項で定める日までに提出された領収書等の金額とします。  ただし、その年中に払い出された金額の合計額が、当組合に提出された領収書等の金額の合計額を下回る場合には、払い出された金額の合計額とします。</p> <p><b>9.（省略）</b></p> <p><b>10.（非課税拋出額の減少等があった場合の申告書の提出）</b>  貯金者は、遺留分侵害額請求等があったことにより、教育資金非課税措置の適用を受けるものとして教育資金非課税申告書または追加教育資金非課税申告書に記載された金額の合計金額（以下「非課税拋出額」とい<u>います</u>。）が減少する場合は教育資金非課税取消申告書を、非課税拋出額がないことになった場合は教育資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。</p> <p><b>11.（禁止行為）</b>  貯金者は、次の各号の行為を行うことはできません。  ① 口座名義を変更すること（婚姻等、貯金者本人の氏名が法令にもとづき変更される場合を除<u>きます</u>。）  ② 貯金の譲渡に係る契約を締結すること  ③ 貯金を担保に供すること  ④ 第13条第1項に定める場合を除き、この特約に係る貯金口座を解約すること</p> <p><b>12～15.（省略）</b></p> <p><b>16.（特約の変更）</b>  (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>規定</u>に基づいて変更するものとします。  (2)（省略）</p> <p><b>17.（省略）</b></p> <p style="text-align: right;">以上  <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>もの（以下「原本等」とい<u>う</u>。）を、学校等への支払分と学校等以外への支払分とに区別して提出するものとします。</p> <p>(2)～(5)（同左）</p> <p><b>6（同左）</b></p> <p><b>7.（入出金の制限）</b>  (1)～(2)（同左）  (3) 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払（教育資金の支払いは除<u>く</u>）の取扱いはできません。また、自動送金・自動集金の取扱いもできません。</p> <p><b>8.（教育資金の支払いに充てたものとして記録する金額）</b>  教育資金の支払いに充てられたものとして当組合が記録する金額（以下「教育資金支出額」とい<u>う</u>。）は、1,500万円（学校等以外に対して支払われたものについては500万円）を限度とする第5条第2項で定める日までに提出された領収書等の金額とします。  ただし、その年中に払い出された金額の合計額が、当組合に提出された領収書等の金額の合計額を下回る場合には、払い出された金額の合計額とします。</p> <p><b>9.（同左）</b></p> <p><b>10.（非課税拋出額の減少等があった場合の申告書の提出）</b>  貯金者は、遺留分侵害額請求等があったことにより、教育資金非課税措置の適用を受けるものとして教育資金非課税申告書または追加教育資金非課税申告書に記載された金額の合計金額（以下「非課税拋出額」とい<u>う</u>。）が減少する場合は教育資金非課税取消申告書を、非課税拋出額がないことになった場合は教育資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。</p> <p><b>11.（禁止行為）</b>  貯金者は、次の各号の行為を行うことはできません。  ① 口座名義を変更すること（婚姻等、貯金者本人の氏名が法令にもとづき変更される場合を除<u>く</u>）  ② 貯金の譲渡に係る契約を締結すること  ③ 貯金を担保に供すること  ④ 第13条第1項に定める場合を除き、この特約に係る貯金口座を解約すること</p> <p><b>12～15.（同左）</b></p> <p><b>16.（特約の変更）</b>  (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>特約</u>に基づいて変更するものとします。  (2)（同左）</p> <p><b>17.（同左）</b></p> <p style="text-align: right;">以上  <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>



## 結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

## 結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

## 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」といいます。）の結婚、妊娠、出産または育児に必要な資金（以下「結婚・子育て資金」といいます。）を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の3の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」といいます。）にもとづき直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「結婚・子育て資金非課税措置」といいます。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
- ① 貯金者が口座開設時点において20歳（2022年4月1日からは18歳）以上50歳未満であること
  - ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること
  - ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2015年4月1日から2023年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること
  - ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）
  - ⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと
  - ⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」といいます。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除きます。）
  - ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること
  - ⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること
- (3) (省略)

## 2～3. (省略)

## 4. (領収書等の提出)

- (1) 貯金者は、結婚・子育て資金の支払いに充てるために貯金を払い戻した場合には、領収書その他の書類または記録でその支払いの事実を証するもの（以下「領収書等」といいます。）の原本またはそれに準じるもの（以下「原本等」といいます。）を、結婚に際して支出する費用（以下「結婚費用」といいます。）の支払分と、妊娠、出産または育児に要する費用（以下「子育て費用」といいます。）の支払分とに区別して、当店に提出するものとします。
- (2)～(7) (省略)

## 5. (省略)

## 6. (入出金の制限)

- (1)～(2) (省略)
- (3) 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払（結婚・子育て資金の支払いは除きます。）の取

## 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の結婚、妊娠、出産または育児に必要な資金（以下「結婚・子育て資金」という。）を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の3の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「結婚・子育て資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
- ① 貯金者が口座開設時点において20歳（追加）以上50歳未満であること
  - ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること
  - ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2015年4月1日から2021年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること
  - ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）
  - ⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと
  - ⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く）
  - ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること
  - ⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること
- (3) (同左)

## 2～3. (同左)

## 4. (領収書等の提出)

- (1) 貯金者は、結婚・子育て資金の支払いに充てるために貯金を払い戻した場合には、領収書その他の書類または記録でその支払いの事実を証するもの（以下「領収書等」という。）の原本またはそれに準じるもの（以下「原本等」という。）を、結婚に際して支出する費用（以下「結婚費用」という。）の支払分と、妊娠、出産または育児に要する費用（以下「子育て費用」という。）の支払分とに区別して、当店に提出するものとします。
- (2)～(7) (同左)

## 5. (同左)

## 6. (入出金の制限)

- (1)～(2) (同左)
- (3) 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払（結婚・子育て資金の支払いは除く）の取扱いは

(改正後)	(改正前)
<p>扱いはできません。また、自動送金・自動集金の取扱いもできません。</p> <p><b>7. (結婚・子育て資金の支払いに充てたものとして記録する金額)</b>  (1) 結婚・子育て資金の支払いに充てられたものとして当組合が記録する金額（以下「結婚・子育て資金支出額」とい<b>います</b>。）は、1,000万円（結婚費用として支払われたものについては300万円）を限度とする第4条第2項で定める日までに提出された領収書等の金額とします。  ただし、その年中に払い出された金額の合計額が、当組合に提出された領収書等の金額の合計額を下回る場合には、払い出された金額の合計額とします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>8. (省略)</b></p> <p><b>9. (非課税抛出現額の減少等があった場合の申告書の提出)</b>  貯金者は、遺留分侵害額請求等があったことにより、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるものとして結婚・子育て資金非課税申告書または追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額の合計金額（以下「非課税抛出現額」とい<b>います</b>。）が減少する場合は結婚・子育て資金非課税取消申告書を、非課税抛出現額がないことになった場合は結婚・子育て資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。</p> <p><b>10. (贈与者が死亡した場合の届出等)</b>  (1) 貯金者は、この特約の適用を受ける結婚・子育て資金の一括贈与を貯金者に対し行った貯金者の直系尊属（以下「贈与者」とい<b>います</b>。）が死亡した事実を知った場合は、速やかに、その旨を当店に届け出るものとします。  (2)～(4) (省略)</p> <p><b>11～15. (省略)</b></p> <p><b>16. (特約の変更)</b>  (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<b>規定</b>に基づいて変更するものとします。  (2) (省略)</p> <p><b>17. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上  <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>できません。また、自動送金・自動集金の取扱いもできません。</p> <p><b>7. (結婚・子育て資金の支払いに充てたものとして記録する金額)</b>  (1) 結婚・子育て資金の支払いに充てられたものとして当組合が記録する金額（以下「結婚・子育て資金支出額」とい<b>う</b>。）は、1,000万円（結婚費用として支払われたものについては300万円）を限度とする第4条第2項で定める日までに提出された領収書等の金額とします。  ただし、その年中に払い出された金額の合計額が、当組合に提出された領収書等の金額の合計額を下回る場合には、払い出された金額の合計額とします。</p> <p>(2) (同左)</p> <p><b>8. (同左)</b></p> <p><b>9. (非課税抛出現額の減少等があった場合の申告書の提出)</b>  貯金者は、遺留分侵害額請求等があったことにより、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるものとして結婚・子育て資金非課税申告書または追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額の合計金額（以下「非課税抛出現額」とい<b>う</b>。）が減少する場合は結婚・子育て資金非課税取消申告書を、非課税抛出現額がないことになった場合は結婚・子育て資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。</p> <p><b>10. (贈与者が死亡した場合の届出等)</b>  (1) 貯金者は、この特約の適用を受ける結婚・子育て資金の一括贈与を貯金者に対し行った貯金者の直系尊属（以下「贈与者」とい<b>う</b>。）が死亡した事実を知った場合は、速やかに、その旨を当店に届け出るものとします。  (2)～(4) (同左)</p> <p><b>11～15. (同左)</b></p> <p><b>16. (特約の変更)</b>  (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<b>特約</b>に基づいて変更するものとします。  (2) (同左)</p> <p><b>17. (同左)</b></p> <p style="text-align: right;">以上  <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

(改正理由)

適用期限の延長等及びその他所要の改正。

(実施日)

この規定は、令和3年4月1日から実施する。